車種＼保険期間	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
商品自動車 (イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
(ロ) 小型二輪自動車	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
(ハ) 軽自動車 検査対象車	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
(ハ) 軽自動車 検査対象外車	4,700	4,690	4,670	4,660	4,650

」

改める。

平成25年1月15日付届出書別紙「3．(1)　保険期間開始後における解約」の項目中

「二　保険期間48か月の契約　」を

「三　保険期間37か月を超え49か月までの契約　」に改める。

平成25年1月15日付届出書別紙「3．(1)　保険期間開始後における解約」の項目中

「オ　保険期間60か月の契約　」を

「オ　保険期間49か月を超え60か月までの契約　」に改める。

○外務省告示第七十四号

日本国政府は、平成十二年六月一日にジュネーブで採択された「特許法条約」の加入書を平成二十八年三月十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第二十一条(2)(ii)の規定に従い、平成二十八年六月十一日に日本国について効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十八年二月二十五日現在次のとおりである。

アルバニア、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、オマーン、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウズベキスタン

平成二十八年三月十六日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十五号

日本国政府は、平成十八年三月二十七日にシンガポールで採択された「商標法に関するシンガポール条約」の加入書を平成二十八年三月十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第二十八条(3)の規定に従い、平成二十八年六月十一日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約の規定に基づいて次の宣言を世界知的所有権機関事務局長に通告した。

条約第二十九条(1)の規定に基づき、第三条(1)(a)及び(b)、第五条(1)及び(4)、第七条(2)、第八条(5)、第十一条並びに第十三条(1)(a)及び(c)、(2)、(4)並びに(5)の規定を防護標章について適用しないこと。

同条約の締約国は、平成二十八年二月十八日現在次のとおりである。

アルメニア、オーストラリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、アイスランド、イラク、アイルランド、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ、モルドバ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、アフリカ知的財産機構、ベネルクス知的財産機構

平成二十八年三月十六日　外務大臣　岸田　文雄

○近畿地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
甲賀市水口町名坂字前台四一一番七から湖南市朝国字平山一番一一三まで	二〇・六五～四一・八四（メートル）	四・三四三（キロメートル）
甲賀市水口町名坂字前台四一一番七から湖南市朝国字平山一番一一三まで	二〇・六五～四一・八四（メートル）	四・三四三（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	甲賀市水口町名坂字前台四一一番七から湖南市朝国字平山一番一一三まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十六日

○中国地方整備局告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月十六日　中国地方整備局長　丸山　隆英

第1　起業者の名称　岡山県

第2　事業の種類　一般県道284号東安倉鴫方線改築工事（岡山県浅口市鴫方町六条院東字宮之前地内から同市鴫方町六条院東字原田地内まで）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　岡山県浅口市鴫方町六条院東字宮之前、字鴻之巣、字八石田、字山崎前、字殿畑、字鍋田、字砂田、字原田及び字山ノ端並びに六条院中字池底地内

2　使用の部分　岡山県浅口市鴫方町六条院東字宮之前、字八石田、字山崎前、字殿畑、字鍋田、字砂田及び字原田並びに六条院中字池底地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県浅口市鴫方町六条院東字宮之前地内から同市鴫方町六条院東字原田地内までの延長約1,350mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般県道284号東安倉鴫方線改築工事並びにこれに伴う一般国道改築工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般県道284号東安倉鴫方線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により機能が阻害される一般国道において従来の機能を維持するために行う改築工事（以下「関連事業」という。）は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、関連事業の施行のために欠くことができない工事用道路設置工事等の附帯工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般県道284号東安倉鴫方線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により、岡山県が道路管理者となることなどから、起業者である岡山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、岡山県浅口市寄島町東安倉字鳴滝新開地内を起点とし、同市鴫方町六条院中字下の原地内に至る延長約4.9kmの幹線道路であり、一般国道2号と接続していることなどから、浅口市南部における地域の経済活動や日常生活において重要な役割を担っている。本路線が接続する一般国道2号では、慢性的な交通混雑の緩和等を目